

# ハローワーク もりおか



令和6年10月 No.613

## 岩手県最低賃金が改正されます！ 令和6年10月27日から 時間額 952円

### 【対象となる労働者】

使用者は、雇用するすべての労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

### 【最低賃金未滿の労働契約は無効】

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者双方の合意の上で定めたとしても、それは最低賃金法によって無効とされ、使用者は労働者に最低賃金額との差額を支払わなければなりません。

岩手県最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、最低賃金法により50万円以下の罰金が科せられます。

### 【対象となる賃金】

最低賃金の対象となるのは、通常の労働時間、労働日に対して支払われる基本的な賃金です。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外勤務・休日出勤・深夜勤務手当等は含まれません。

必ずチェック!  
**最低賃金!**

働く人と雇う人のためのルールです!

岩手県 最低賃金

令和6年  
10月27日から  
時間額

**952円**

59% UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金に関するお問い合わせは、岩手労働局または最寄りの労働基準監督署へ

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げの理由、岩手県労働基準監督署へお問い合わせください。

中小企業事業承継の第一人者へ  
最新改訂 創業家 2025年 10月

厚生労働省

【お問い合わせ先】 岩手労働局 労働基準部 賃金室 ☎ 019-604-3008

もくじ

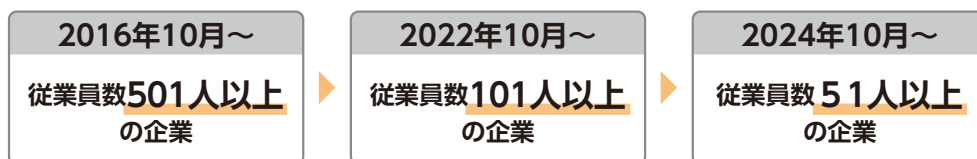
- 岩手県最低賃金が改正されます！ ..... 1
- 法律改正により社会保険適用が拡大します ..... 2
- 職業生活体験作文に入賞された方の作品を紹介します⑨ ..... 3
- 求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください ..... 4
- 最近の求人求職のうごき ..... 4

従業員数100人以下の事業主の皆さまへ

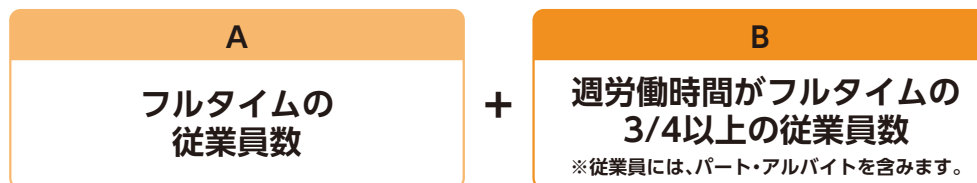
## 法律改正により社会保険適用が拡大します

令和6年10月から従業員数が「51～100人」の企業等で働くパート・アルバイトの方が、新たに社会保険の適用となります。

### 対象となる企業



従業員数は以下のA+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



### 加入対象者

加入対象者は、  
右の全てにチェックが入った  
パート・アルバイトの方です。

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| <input type="checkbox"/> | 週の所定労働時間が20時間以上  |
| <input type="checkbox"/> | 所定内賃金が月額8.8万円以上* |
| <input type="checkbox"/> | 2ヶ月を超える雇用の見込みがある |
| <input type="checkbox"/> | 学生ではない           |

\*基本給及び諸手当を指します。ただし、通勤手当・残業代・賞与等は含みません。

### 社会保険に加入するメリット

パート・アルバイトの方が**社会保険**(厚生年金保険・健康保険)に加入することにより、  
**社会保険料のご負担が変わりますが、**  
パート・アルバイトの方の**保障が充実します。**

#### 年金

老後・障害・死亡の保障が  
さらに充実!

- 1階(基礎年金部分)に加えて2階(報酬比例部分)の上乗せ。
- より軽い障害にも保障範囲が広がります。

#### 医療保険

あんしんの医療保険が**もっと充実!**

- 傷病手当金 病休期間中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給



## 適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



●● 職業生活体験作文に入賞された方の作品を紹介します⑨ ●●

【令和5年度職業生活体験作文 優秀賞】

## 「新しく社会人となって」

株式会社ミクニ盛岡事業所 よしだ 吉田 はるな 華菜

私は中学生の頃から「早く就職したい」と考えていました。ミクニで働いている従姉から会社の雰囲気や仕事の話聞いて、働きやすい環境でやりがいのある仕事をしたいと思い製造業に興味を持ち、私もミクニの一員としてモノづくりに携わりたいと思いました。

私はこれまで工業系の知識を学ぶ機会がなかったため、工具の名前や正しい使い方も知らないところからのスタートでした。ですが、ミクニに入社してからたくさんのことを学び、実際に現場で作業をするようになって少しずつ分かることが増えていきました。九ヶ月が経過した今でも、日々の作業は学びの連続です。社会人となり一から学ぶことが増えたことで、学びに対する意識が変わっていることに気付きました。学生は頭脳を使う勉強中心の生活を送るため、毎日勉強したくないと思いながら過ごしていました。しかし高校を卒業すると、頭脳+体感の勉強となる事から、自ら学びに行かないと学べない事が徐々に楽しく感じるようになってきました。社会人となり学生とは異なる時間の流れの中で学生の頃よりも大きな好奇心や意欲が生まれ、学生のとくに学ぶことができなかつた分野に興味を持ち、新たな知識を取り入れたいと思うようにもなりました。私は今持っている「新しい学び」に対する意識を常に持ち、これから働いていく中で必要となる知識や資格などを身に付け、仕事に活かしていきたいです。

モノづくりの魅力は、自分の仕事が目に見え、形として残ることだと感じています。どんな小さな部品にもたくさんの方々の手が加わり、ひとつの製品になっていると改めて認識できました。実際に現場にいると自分が製品の一部を担っていることを実感できる為、より一層責任を持って作業に取り組んでいます。作業にかかる時間が短くなるように、作業中の不良品を出さないように、自分の中で目標を立てて日々努力しています。まだまだ未熟ではありますが職場の先輩方にもご指導をいただき、これからも学ぶことを止めずにたくさんの知識を吸収し様々な面で成長しミクニへ貢献できる様、取り組んでいきます。



ハローワークへ求人を出される事業者の皆さまへ

## 求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください

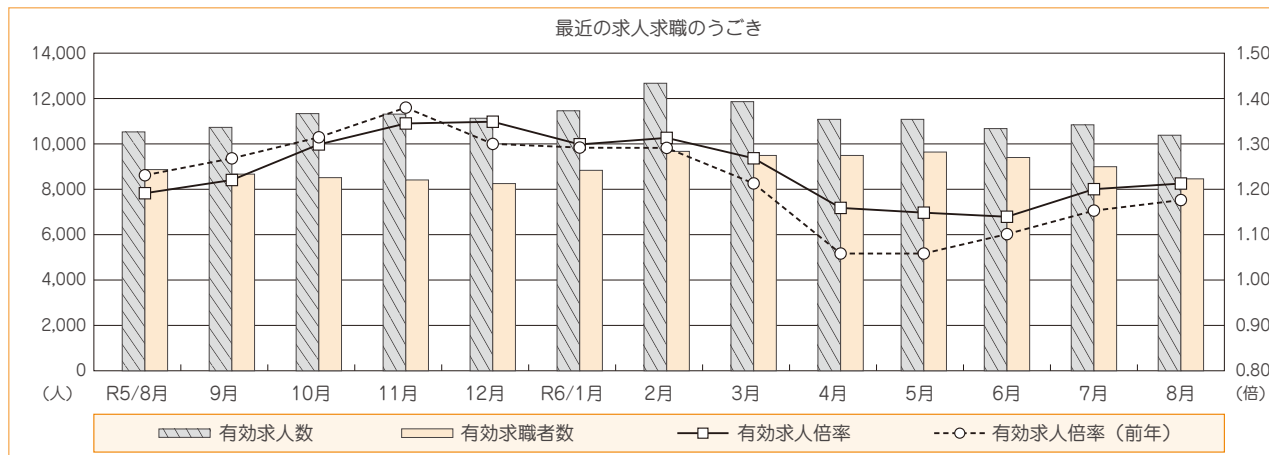
最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しています。求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、**事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。**

### 《実際に相談のあったケース》

◆電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、**無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。**

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること（あっせん行為を含まない）や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

### 最近の求人求職のうごき



	R5/8月	9月	10月	11月	12月	R6/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	前年同月比
新規求人数	4,030	3,813	4,209	3,992	3,718	4,508	4,825	4,071	3,763	4,151	3,691	3,666	3,660	▲9.2%
有効求人数	10,529	10,720	11,264	11,313	11,131	11,460	12,650	11,889	10,999	11,009	10,589	10,676	10,416	▲1.1%
新規求職者数	1,725	1,773	1,972	1,738	1,707	2,432	2,469	1,950	2,667	2,194	1,793	1,687	1,498	▲13.2%
有効求職者数	8,868	8,740	8,683	8,411	8,252	8,835	9,650	9,408	9,499	9,605	9,380	8,884	8,493	▲4.2%
新規求人倍率	2.34	2.15	2.13	2.30	2.18	1.85	1.95	2.09	1.41	1.89	2.06	2.17	2.44	0.10p
有効求人倍率	1.19	1.23	1.30	1.35	1.35	1.30	1.31	1.26	1.16	1.15	1.13	1.20	1.23	0.04p
有効求人倍率(前年)	1.23	1.27	1.31	1.38	1.30	1.29	1.29	1.22	1.07	1.07	1.10	1.15	1.19	—

### ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

開庁時間 平日 10:00~18:30

職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00~17:00

盛岡新卒応援ハローワーク(1F)

わかもの支援コーナー(1F)

TEL 019-653-8609

職業相談コーナー(2F)

TEL 019-623-4800

マザーズコーナー(2F)

TEL 019-907-0203

就職氷河期世代専門窓口(2F)

TEL 019-908-2060

職業訓練相談コーナー(2F)

TEL 019-606-2256

### 発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905

#### 沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139

#### 滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911



岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>